

令和5年度第1回奈良県国土利用計画審議会 特別委員会

1. 日 時：令和6年1月18日（木）午前10時00分～午前11時00分
2. 開催場所：奈良県庁 主棟5階 第一会議室（小・西）
3. 出席者：伊藤委員、乾委員、上田委員、岡井委員、深町委員、藤井委員
4. 議 題：（仮称）土地管理と利用に関する施策の実施方針（案）について

【事務局】 それでは定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから、令和5年度第1回奈良県国土利用計画審議会特別委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を担当させていただきます、奈良県地域デザイン推進局県土利用政策課の奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はWeb会議形式での開催とさせていただきます。会議の途中で万が一接続トラブル等が発生した場合は、その場で挙手をさせていただくか、こちらから連絡をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、ご発言いただく際以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、資料を確認させていただきます。本日は画面でも資料を共有させていただきますが、事前にお渡ししております資料を確認させていただきます。「（仮称）土地の管理と利用に関する施策の実施方針（案）」でございます。今お手元に無い等不備がございましたら挙手いただけますでしょうか。

それでは、本日出席の委員の皆様を紹介させていただきます。伊藤忠通会長でございます。

【伊藤会長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 乾昌弘委員でございます。

【乾委員】 どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 上田逸郎委員でございます。

【上田委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 岡井有佳委員でございます。

【岡井委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 藤井幸雄委員でございます。

【藤井委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 深町加津枝委員でございます。

【深町委員】 深町です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、これ以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

【伊藤会長】 議長を務めさせていただきますけれども、どうぞ円滑な議事進行にご協力よろしくお願いたします。当審議会では奈良県国土利用計画審議会の運営要領によって原則公開としておりますけれども、本日の審議案件につきましては、内容がまだ定まっておきませんので、会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じる可能性がございますので、非公開としたいと思ひますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。意見がないということで非公開とさせていただきます。

それではまず議事に先立ち本日の議事録署名人をお願いしたいと思ひます。本日につきましては、乾委員と上田委員をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いたします。

【乾委員】 承知しました。

【上田委員】 承知しました。

【伊藤会長】 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思ひます。議題の「(仮称)土地の管理と利用に関する施策の実施方針(案)」についてでございます。事務局から説明よろしくお願いたします。

【事務局】 県土利用政策課の三村でございます。それでは、「(仮称)土地の管理と利用に関する施策の実施方針(案)」についてご説明申し上げます。

まず、実施方針を1枚開いていただきまして、目次をご覧ください。本実施方針は第1章から第4章で構成してございまして、1章が基本的事項、第2章が土地の管理と利用に関する条例について、第3章が目標・施策の柱、第4章が施策の展開として具体的な施策を記載してございまして。

第1章と第2章は、前回の特別委員会で説明させていただいたときから変更ありませんので、もしご意見ありましたら後程いただければと思っております。第3章につきましては、目標と施策の柱を記載してございまして、17ページをご覧ください。こちらの目標につきましては、条例の基本理念である土地の「適正な管理」「合理的な利用」「より効果的な利用」の考え方を具体化して、目指すべき姿を記載してございまして。土地の「適正な管理」につきましては、土地所有者や近隣住民等により、土地が適正に管理されていることによつて、周辺の住民への生命・身体・財産への危害の発生等が発生していない状態を目指すべき姿としてございまして。土地の「合理的な利用」につきましては、宅地、農地、森林と共通事項に区分しました。宅地につきましては、誰もがいつまでも安心して快適に暮らせること、商工業が進行され、地域経済が持続的に発展していることを目指すべき姿としてございまして。農地につきましては、農業を振興すべき地域が確保されていること、農地において、農業生産が持続的に行われていること、農地の有する多面的機能が発揮されていることとしてございまして。森林につきましては、森林において森林資源が持続的に供給されていること、森林の有する多面的機能が発揮されていることとしてございまして。共通事項としまして、本県が有する豊かな自然環境や歴史ある風土・景観が維持向上されていることとしてございまして。土地の「より効果的な利用」につきま

ては、土地所有者や近隣住民等が地域の将来像を共有し、協力しながら、若者の雇用や地域のにぎわいが創出され、地域が持続的に発展するための土地利用が積極的に進められているということ、目指すべき姿としております。

次の18ページからは、施策の柱を記載しておりますが、21ページ、22ページの施策体系で説明させていただきます。施策の柱は、この施策体系の一番左に記載しております6つの柱としております。基本理念の「適正な管理」に関するものが、1つ目の柱、「合理的な利用」に関するものが2つ目から5つ目の柱、最後に「より効果的な利用」に関する6つ目の柱となっております。「合理的な利用」については、土地の区分ごとに宅地、農地、森林と共通事項として、自然環境・風土・景観に関するものとしております。

続きまして、第4章をご説明いたします。第4章では、今ご覧いただいております施策体系を具体化しております。まず、4章の構成についてご説明いたします。今見ていただきました21ページ、22ページの施策体系と合わせて、23ページをご覧ください。23ページから施策の概要を記載しております。まず施策体系の「施策の柱」を、ローマ数字で、「I. 土地に起因する危害悪影響の発生防止」と記載しております。その下に施策体系の「中施策」を、括弧書きの数字で、(1)と記載しております。目標値については、この中施策ごとに設定しております。その下に施策体系の「小施策」として、丸の数字で記載しております。その小施策の中に(施策)として、具体的な施策を記載しております。

本日は、目標の設定は適切であるかどうか、施策に不足している視点はないかなどについて、ご意見をいただければと考えております。それでは23ページから施策の柱ごとに説明をさせていただきます。

1つ目の「土地に起因する危害や悪影響の発生防止」については、まずは、土地所有者が土地を管理することが基本となりますので、中施策の1つ目は、「土地所有者等による土地の適正な管理の促進」としてしております。目標値は、管理されていない土地がどれだけあるかを指標とするために、周辺に利用されていない土地や建物を見かける割合が、毎年、前年度の数値を下回ることを目標としております。

小施策の1つ目は、まず土地所有者に土地を管理してもらうために、「土地の適正な管理に関する理解の増進」としてしております。具体的な施策は、一番下に記載しております。土地の管理水準の明確化・周知としておりまして、24ページに土地の管理水準を記載しております。管理水準は、土地の区分ごとに宅地、農地、森林における適切な状態を示しております。また、その他としまして、道路、河川公園等におけるごみの放置や雑草の繁茂等により、地域の魅力を損ねる恐れのある状態や、土地の管理に対する意識が浸透せず、本県が有する豊かな自然環境や歴史ある風土を損ねる恐れがある状態にならないように、管理されているということ、これを水準としました。このような管理水準を周知して、県民の理解の増進に努めていきたいと考えております。

次に 25 ページをご覧ください。小施策の 2 つ目は、土地所有者が土地を管理しようと思ったときに様々な悩みが出てくると思われますので、「相談体制及び支援体制の整備」としております。具体的な施策としましては、土地に関する市町村窓口を明確化しまして、県はその窓口に対する支援として情報共有や関係機関との連携体制を構築していくことを考えております。

次に、小施策の 3 つ目につきましては、土地所有者が土地を管理しようと思ったときに、その土地の所有者や境界がわからないと、管理することが困難となりますので、「権利関係等の明確化の促進」としてしております。こちらは、地籍調査を促進したり、あとは権利関係を明確化するために、今、相続登記等の申請の義務化等も始まりますので、こういった制度の周知をしていきたいと考えております。

次に、中施策の 2 つ目は、土地の所有者が、もし土地を管理できなかつたとしても、危害等が発生することがないように近隣住民が協力することが重要であると考え、「近隣住民等による土地の適正な管理の促進」としてしております。こちらは目標値としまして、管理が行き届いてない土地に対して地域住民が関与すべきであると考えている割合を、毎年上げていくということを目標としております。

小施策の 1 つ目は、まずは近隣住民等による土地の管理の理解を増進していただくということで、県民だよりやリーフレット等によって、先進的な取り組み事例や支援制度等を周知していきたいと考えております。

小施策の 2 つ目は、先ほど土地の所有者のところにもありましたが、管理する際の悩み等について、相談体制や支援体制を整備していくということで、27 ページに施策を具体的に書いてありますが、こちら先ほどの再掲としております。1 つ目の施策の柱については以上でございます。

【伊藤会長】 説明ありがとうございました。それでは委員の皆様方から今の説明内容についてご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。岡井先生、お願いします。

【岡井委員】 まず、23 ページの「土地所有者等による土地の適正な管理の促進」のところになりますが、今挙げてくださっている目標値が、これでいいのかなと思いました。たまたま 1 つの土地があったとしても、それを 1 人が見ているか 10 人が見ているか、たまたま気づかれているか気づかれないかによって、データが変わってくると思いますので、それをもって、良くなっているだとか、悪くなっているという評価が非常に難しいのかなと思います。確か空き家の適正管理ができていないものの数値は各市町村が作って出しておられると思いますので、そういったものを使われてはいかがでしょうか。また農地に関しましては耕作放棄農地の面積が分かるかと思いますので、そういったものはいかがでしょうか。

【伊藤会長】 ありがとうございます。ご意見ございましたがいかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。この目標値については事務局でも悩んでいたところで

ございますので、今のご意見を参考にして検討させていただきたいと考えております。

【伊藤会長】 他の委員の方で何かございませんか。特にございませんか。

私もこの資料を拝見したときにどのデータを利用するかということで、県民Webアンケート調査の信頼性といいますかね、先ほど気が付いている人、気が付かない人がいろいろあって、それによってぶれるのではないかという気がしております。できるだけ客観的な資料ということで、公表されている行政データを使えないかというご意見があったと思いますが、私もそれに賛成です。その辺ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

他にご意見ご質問ございませんか。特になければ次の施策の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは2つ目の「宅地の効用の持続的な発揮」について説明させていただきます。27ページをご覧ください。宅地につきましては、住宅地、商業地、工業用地等の県民の生活や活動を支えるための土地として利用されておりますので、中施策の1つ目は、「県民が安心して快適に暮らすことができる住宅地の形成」としております。目標値につきましては、住宅地につきましては空き家が増えることによって生活サービス機能が低下していくということにも繋がっていくかと思っておりますので、空き家等対策計画を策定している市町村を、令和12年度まで、すべての市町村にするということを目指しております。

28ページをご覧ください。小施策の1つ目としましては、まずは使われていない土地をしっかりと有効利用していくために、「低未利用地の有効活用の促進」としております。施策としましては、空き家・空き地等の流通・改修促進として空き家相談窓口や空き家バンク等を通じて情報提供やマッチングをしていきたいと考えております。

小施策の2つ目につきましては、県民の方々がいつまでも安心して快適に暮らし続けるためには、生活支援機能が適正に配置されているということが重要であると考えておりますので、「生活支援機能の適正配置の推進」としております。施策としましては、都市計画等による土地利用の誘導として、住居専用地域において、スーパー等の生活支援サービスが提供できるような土地利用を誘導していくことや、住民が参加してまちづくりをしていくことを推進していきたいと考えております。

小施策の3つ目につきましては、生活支援機能が近くに確保できない場合については、アクセスを確保するということとしております。こちらにつきましては、地域交通を確保するために、多様な関係者の参画によって運営改善を行ったり、取組への補助を行っていききたいと考えております。

29ページをご覧ください。小施策の4つ目につきましては、災害リスクが高い地域においては、土地利用を抑制するというのも合理的な利用であると考えております。こちらの施策につきましては、法令等に基づく規制区域の設定を適正に行っていくということで、現在、災害ハザードエリアに指定されている地域であっても市街化区域に

なっているところがありますので、そのような地域を段階的に市街化調整区域へ変更していくということを考えております。

次に、中施策の2つ目です。こちらは商業地、工業地につきまして、「地域経済の持続的な発展に資する商工業地の形成」としております。目標値につきましては、県内での雇用や地域のにぎわいの創出を図ることの指標として、企業立地件数としており、現在の令和元年度から令和4年度までと同程度の件数を、令和5年度から令和8年度の目標としたいと考えております。

小施策につきましては、商業地と工業地とそれぞれ記載しております。1つ目は、「地域の特性に応じた商業地の形成促進」としております。具体的な施策は30ページに記載しております。都市計画等による土地利用の誘導により、商業地域が適正に誘導されるようにすることや、空き店舗等の利活用の促進として、商店街等が持続的に発展していくために必要な組織化のことや、資金調達等について勉強会や相談会等を開催して支援していきたいと考えております。

小施策の2つ目につきましては、「操業環境の整った工業地の形成促進」としてございまして、具体的な施策として、1つ目にまず都市計画等による土地利用の誘導としてインターチェンジ周辺や既存の工業団地周辺等については、工業的な利用が進むように誘導していきたいと考えております。また、産業用地の創出の推進として実際の工業団地の整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ただいまの説明内容について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。岡井委員お願いします。

【岡井委員】 27ページの目標値に空き家等対策計画の策定市町村数を挙げていただいておりますが、計画を作るのは当たり前なので、計画作ること自身を目標とするのではなく、その計画の中身を実行していくということが意味のあることかと思っておりますので、例えば、空き家のデータを使うのはいかがでしょうか。もちろん人が入る予定のない空き家の数というのが一番大事だと思うのですが、全体の空き家数も関連はしていますので、全体の空き家数と、人の住む予定がない空き家の数を指標とするのはいかがでしょうか。

2点目ですが、28ページの生活支援機能の適正配置についてですが、これは都市計画の立地適正化計画の都市機能誘導区域が都市機能を誘導していきましようという話になりますので、都市機能誘導区域で適正誘導を図るといったことも書いていただくといいかと思いました。

3点目は、29ページで災害リスクの高いところを順次逆線引きをしていくことについて、今、人が住んでいるところを規制するのは難しいですが、今、人が住んでないところは必ず規制をして、人が住まないようにしていただきたいですし、リスクがあっても人が住んでいるところもそれなりにあるかと思っておりますが、そういったところでは、少なくともリスクを周知して、新しい居住者が増えないようにということも、考えていただ

けるといいかと思いました。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。事務局から何かございますか。

【事務局】 ご意見いただきましてありがとうございます。いただきました意見を、実施方針に反映していけるように検討させていただきたいと思えます。

【伊藤会長】 他にご意見はありますか。深町委員お願いします。

【深町委員】 29 ページの災害リスクに関連するところですが、今、書いているのは市街化区域をどうするかというような都市を中心とした対策というような感じですが、奈良県全体を見て、農村や漁村、山村などいろんなところに宅地は分布しているので、そういうところに対して、どのように災害リスクを少しでも低くするために考えていくのかということについて、どのような方向性があるのでしょうか。もし、そういう観点での文言が足せるのであれば、そういうことをやるのも大事かと思えますがいかがでしょうか。

【事務局】 どういった対策をしているのか把握できておりませんので、確認した上で、実施方針に反映したいと考えております。

【伊藤会長】 今のご意見について、直近でも土砂災害がありましたが、中山間部で十分起こりえるので、予測するのは難しいかもしれませんが、そういう危険性のあるところは、市街化区域以外であると思われるので、そういうことについても配慮すると思えます。

他にはいかがでしょうか。乾委員どうぞ。

【乾委員】 29 ページの目標値ですが、令和4年度までが124件でこれからが120件ということで、民間事業者の感覚からいうと、特別な理由がない限り、実績を下回る目標というのは考えにくいと思えます。124、125とか、それぐらいに設定された方がいいのではないかと思えます。以上です。

【伊藤会長】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。関係課とも調整をして、目標値については見直しを検討させていただきたいと思えます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。この企業立地件数ですけれども、地域経済の状況を把握するのであれば、公の統計で商業統計、工業統計等がありますので、そういったものを利用されてはどうでしょうか。数年に1度ですが、継続的に統計数値がとられていて、実際の商業工業の活動のボリュームが把握できるので、そういうものも加えておけばよいと思えます。企業が立地しても活動が行われず、成果が出なければ困るので、そういうことも含めて考えていただけたらと思えます。

他によろしいでしょうか。特になければ次の施策の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは3つ目の「農地の効用の持続的な発揮」について説明させていただきます。31 ページをご覧ください。農地につきましては、農業生産の基盤であり、限られた貴重な資源となっておりますので、農地を良好な状態で維持して、まずは農業を振

興する地域を面的に確保することが重要であると考えております。このため、中施策の1つ目は、「農業を振興すべき地域の確保」としてしております。目標値につきましては、面的に農地を確保していることを確認する指標としまして、担い手への農地集積率と特定農業振興ゾーンの設定地区数としております。

小施策につきましては、農地マネジメントの推進としておりまして、具体的な施策としましては、なら担い手・農地サポートセンターによって農地の出し手と受け手をマッチングし、農地を集積・集約化していくことや、特定農業振興ゾーンという、生産性向上を図る地域の設定を促進していきたいと考えております。

32 ページをご覧ください。中施策の2つ目につきましては、農地は農業をするということが重要ですので、「持続的な農業生産の確保」としてしております。こちらにつきましては、目標値は、農畜水産業産出額、新規就農者の確保人数、特定農業振興ゾーンにおける基盤整備面積を目標としております。

小施策の1つ目は、人材の確保ということで、具体的な施策は、新規就農者や、意欲ある担い手、多様な経営体等の支援として研修会を行ったり、補助金による支援等を行っていききたいと考えております。また、地域における今後の農地利用を検討するために、農地における地域計画の策定も推進していきたいと考えております。

33 ページをご覧ください。小施策の2つ目につきましては、生産環境の整備として、具体的な施策は、先ほどと同様に農地の集積集約を進めていくということと、農業生産基盤の整備として、ほ場整備や、農道やため池等を整備していきたいと考えております。

中施策の3つ目ですが、農地で農業を行うことができない場合につきましても、最低限農地を管理して、多面的機能を発揮していくということも重要であると考えておりますので、「多面的機能を有する農地の維持、保全の促進」としてしております。こちらの目標値は、水田貯留の実施面積としております。

小施策につきましては、農地を維持・保全する取組の促進として、具体的には、農地の保全管理の取組への補助ということで、中山間地域における取組や、多面的機能を発揮するための農地の管理に対する補助、また、水源貯留による浸水被害を軽減するための措置をとっていききたいと考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。ただいまの説明内容についてご質問・ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。乾委員どうぞ。

【乾委員】 32 ページに新規就農者の確保人数というようなことが挙げられていますが、これは外国人も含めてというお考えでしょうか。

【事務局】 はい。日本人だけでなく海外の方も含めております。

【乾委員】 現在、農業ではインドネシアの方が多いいという話も聞いておりますので、そういった方々を確保されるのがいいのではないかと思います。

【伊藤会長】 他にはいかがでしょうか。なければ、私の方から2点、目標値の担い手への農地集積率というのは、現在、担い手・農地サポートセンターがマッチングをしていた

だいているのですが、事業がスタートしてから一定のところまでは進捗しましたが、伸び悩んでいます。奈良県内の農地は、一定の規模がないので、大体のところは集積しまして、あとは細かいところがありますが、そういうところは集積しにくいことが課題としてありますので、あまり高い目標は難しいのではないかと思います。限界を把握しておくことが必要だと思います。それと、もう1つ課題がありまして、農業法人等が主ですけれども、一旦集積して農地を活用されていますが、そこにも限界がきているようです。一定期間やってみただけでも、その結果があまり芳しくなくて、継続性が見込めなくなってしまうたり、更新をしなかったりといった、課題もあるようなことを聞いておりますので、そのあたりの持続可能性が必要だと思います。

もう1点は、多面的機能を有する農地の維持・保全の促進は、なかなか難しいと思うのですが、農地の多面的機能というのは何を指しているのかと。ここでは浸水被害の軽減ということで、水田がある意味自然のダムみたいになって貯留機能を持っているとしていますが、そこだけなのかどうか。特に市街化区域の中では生産緑地などがあり、景観や風景を形成していますが、生産緑地の30年の期限が切れて更新時期で、どんどん減っている状況になっているので、特に市街化区域の中での自然景観のような機能を維持するのであれば、どのように生産緑地を確保していくかが課題ですよね。また立地の良いところは宅地化しているのも、その辺りも含めて、多面的機能をどういうふうに考えるかということですね。以上です。

特になければ、次の施策をお願いします。

【事務局】 それでは4つめの「森林の効用の持続的な発揮」についてご説明いたします。34ページをご覧ください。森林につきましては、すでに条例や指針を作っておりますので、そちらに準拠して作らせていただいております。

中施策の1つ目としまして、「森林資源の持続的な供給の確保」としております。こちらにつきましては、目標値として、木材生産量、林業の新規就業者数、森林経営計画等に基づく森林施業面積を目標としております。

小施策につきましては、まずは人材を確保するというところで、具体的な施策は、35ページをご覧ください。新たな森林環境管理を担う人材ということで、新規林業者確保するために、補助金の交付や研修会等を実施して支援をしていきたいと考えております。

小施策の2つ目は生産環境の整備ということで、まずは計画作成を促進することとしております。森林につきましては、境界が明確になってないところも多いですので、そういった境界の明確化や森林の集約化、そして、計画を策定して計画的に施業をしていくということを考えております。また、生産基盤の強化として、路網の整備や森林資源情報等の活用を進めていきたいと考えております。

中施策の2つ目ですが、森林につきましては、林業をしていくということに加えて、生物多様性の保全機能や、防災機能、レクリエーション機能などの多面的な機能がございまして、「多面的機能の発揮に資する森林利用の促進」としております。目標値に

つきましては、奈良県でフォレスターという県の職員で、森林の環境管理をしていく人を任命しておりますので、その任命者数と、混交林の整備面積を目標値として挙げております。

小施策の1つ目は、人材の養成ということで、奈良県フォレスターアカデミーを設置して、森林環境管理士や森林環境作業士を養成しております。また、先ほど目標でもご説明しました奈良県フォレスター制度を確立していきたいと考えております。

37 ページをご覧ください。小施策の2つ目は、森林を維持保全する取り組みを促進していくということで、具体的な施策としては、森林施業を促進するという事で、施業放棄林の解消、混交林化の推進、また、すべての木を切ってしまった後の再造林を促進するという事と、森林法に基づいて、適切に森林を保全していくということも必要であると考えております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ただいまの説明について、何かご質問・ご意見ございましたらお願いします。ないようですので、1つ質問です。36 ページの目標値で、混交林への誘導整備面積が、令和元年度 0ha を令和7年度 1,100ha となっていますが、この0ha から1,100ha にする実現可能性はあるのでしょうか。

【事務局】 今、把握はできておりませんが、もともとは混交林へ誘導する取組をしていなかったところに、これから進めていくものであり、しっかりと進めていきたいと考えております。

【伊藤会長】 今のお話だと、実際には混交林と言われるものはあるけれども把握しておらず、誘導もしていなかったもので、最初はゼロだということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。

【伊藤会長】 誘導していく中で、すでに混交林化しているものは含めないで、これから誘導していくものだけを含めるということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。もともとある人工林を、これからどれだけ混交林にしていくかということになると思います。

【伊藤会長】 担当課で目標値を出されているので、何か根拠があると思いますので教えていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。深町委員お願いします。

【深町委員】 私もこの数字に違和感があると思います。人工林から誘導するとありますが、現実的に見ると、杉、檜などの植林地が放棄されて、混交林のようになっているところも結構あると思います。計画的に誘導する面積も大事ですが、実際にはどうなっているのかということをしっかり踏まえた上で、数字を出していく必要があると思います。また、人工林は人工林として、里山林は里山林として、管理をどれだけしっかりできているかというような指標など、もう少しいい指標がないか、ご検討いただければと思います。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ここの混交林誘導整備面積が奈良県内の森林

のあり方として適しているのかということをもとに把握して、そこから考えるということで、担当課と調整をお願いします。

他にはいかがでしょうか。それでは、次の施策をお願いします。

【事務局】 5つ目の、「豊かな自然環境や歴史ある風土・景観の維持向上」についてご説明いたします。38ページをご覧ください。こちらにつきましては、本県は世界に誇る歴史文化遺産やそれらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれているということもありますので、こういったものを維持向上していくということが必要であると考えております。

中施策は、「自然環境・風土・景観の維持向上に資する取り組みの促進」とし、目標値は、景観づくりのルールを締結する地区等の数としております。

小施策の1つ目につきましては、まずは法令等による規制誘導として、風致地区や、歴史的風土特別保存地区、自然公園など、様々な開発行為を制限するような地区がございますので、こういうところで、適切に規制誘導を行っていきたいと考えております。

39ページをご覧ください。小施策の2つ目につきましては、地域における取組の促進としております。具体的な施策としましては、地域のルールづくりの促進として、地区計画や景観住民協定等によりそれぞれの地域のルールづくりを進めていくということと、地域における取組の促進として、奈良県植栽計画などによって景観等を守っていく取組に対して支援をしていきたいと考えております。

小施策の3つ目から5つ目ですが、こちらにつきましては土地の区分ごとに記載させていただきます。

3つ目の宅地における周辺環境との調和の促進ですが、宅地においては、建築物や広告物等と周辺の環境との調和を図っていくことが必要であると考えておりますので、景観計画等に基づいて建築物や屋外広告物を適正化していくことや、建築物の高さの制限等によって、周辺との調和を促進していきたいと考えております。

4つ目の農地における多面的機能の発揮につきましては、農地の保全管理の取組への補助を再掲しております。

5つ目の森林における多面的機能の発揮につきましても、森林整備の促進を再掲しております。以上でございます。

【伊藤会長】 ありがとうございます。ご意見・ご質問ありましたらお願いします。深町先生お願いします。

【深町委員】 こちらのテーマが豊かな自然環境、歴史ある風土、景観の維持向上ということだと思いますと、全体的に、景観施策や都市的な内容が中心となっており、農地や森林の部分は今まで出てきた内容が再掲されているだけなので、このテーマならではの施策や方向性をもう少し整理して、構成をもう少し考えていただきたいと思います。

また、今後は、地域における取組の促進が特に大事だと思います。全国や国際的な動向を見たときに、例えば、国交省に関連する施策だけを行うのではなく、歴史まちづく

り法や環境省の生物多様性国家戦略で自然共生サイトの選定というのがあるんですけども、これは地域が一体となって企業も参加しながら、法律の枠組みに沿って進めるのではなく、独自かつ主体的に進めていくという枠組みだと思うので、こういうところを奈良県でも奈良県らしい形で施策として進めていただくことが大事だと思っております。例えば、歴史まちづくりは、国交省と文化庁と農林水産省の関連の人たちが連携しながら地域を捉えながらまちづくりをするというようなことで、奈良県では、1ヶ所計画を作っていますがもっと増えてもいいでしょうし、自然共生サイトというのは、個人や地域、企業などいろんな主体が連携しながら、生物多様性や生態系といった大事なところを残して活用するという事なので、そういうものを目標値として上げるのもよいかと思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

【伊藤会長】 ありがとうございます。深町委員の意見に私も賛成です。小施策の③④⑤は、もう前の焼き直しなので、むしろ、①と②のところにウエイトを置いて、今おっしゃっていた歴史まちづくりや、環境省がやっている地域循環共生圏というのがあると思います。地域の中でいろんなステークホルダーが一緒になって、自然・景観等の資源を活用して地域づくりをしていこうという話なので、そういうことも含めて内容を検討いただきましたら、このタイトルにあった内容になっていくと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

深町委員ありがとうございました。他にございませんか。なければ、最後の施策をお願いします。

【事務局】 それでは最後 6 番の「土地の効用のさらなる発揮」についてご説明いたします。41 ページをご覧ください。こちらにつきましては、土地の効用さらに発揮していくためには、土地所有者や近隣住民等の地域の関係者の理解と協力をえて、地域が持続的に発展するための土地利用を計画的に進めることが重要であると考えて、「地域の持続的な発展に向けた土地利用に資する取組の促進」としております。

目標値としましては、条例を制定したときに規定しました土地利用等地域計画の策定数としております。

施策の 1 つ目としましては、地域の将来を話し合うための仕組みの構築及び普及促進としています。土地利用等地域計画のことになりますので説明させていただきます。土地利用のアイデアが出てきましたら、協議の場を設置して、土地所有者や、土地を使いたい人、行政、地域住民など、様々な方が参加して、地域をどうしていくか話し合い計画を策定していくものとしております。

42 ページに施策を記載しておりますが、この土地利用等地域計画の仕組みをまずは具体化していくということと、土地利用等地域計画を市町村が作る場合につきましては、いろんな段階で支援をしていくということを考えております。

小施策の 2 つ目につきましては、こちらは人材育成ということで、具体的な施策として、まずは地域における取組をしていくときには、市町村の職員が中心になっていただ

くことが多いかと思しますので、市町村職員を対象とした講習会を開催するとともに、専門家育成のための講習会を開催し、地域の方々が話し合いをするときに、アドバイスをしたり、議論をコーディネートすることができるような人材を育成していきたいと考えております。

施策の柱に基づく施策は以上ですが最後に、各施策を支える取組をまとめておりますので、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの施策の中にも要素は入っておりますが、土地に関する情報を収集して発信していくこと、県民との理解を増進すること、人材の確保及び育成、市町村への支援、施策の効果検証等としており、今回、実施方針を作り、それを実際に進めていきまして、その後実施状況や目標値の達成状況等を確認し、最終的には国土利用計画審議会の中で、評価に係るご意見をいただきたいと考えております。

それを踏まえて、施策を改善し、新たな計画を立てていくことを考えておりますので、今後とも評価等をよろしく願いいたします。説明は以上になります。

【伊藤会長】 ありがとうございます。では、ただいまの説明について何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。岡井委員お願いします。

【岡井委員】 土地利用等地域計画に関してですが、現在0件で、令和7年の目標も3件とそれほど大きな目標にはなっていませんが、この土地利用等地域計画は開発する区域だけではなく、その周辺も含めて計画を立てていくという意味では、非常に重要な計画かと思えます。例えば、市街化調整区域において地区計画により開発を認めていくやり方があるかと思えますが、そういった場合には、必ずその周辺も含めてこの土地利用等地域計画を活用するように、義務とするのは難しいと思えますが、なるべくそういった方向で使えるようにしていただくといいと思えます。市街化調整区域の中で地区計画によって計画的ではない開発が進むことの対策のために必要かと思えます。以上です。

【伊藤会長】 ご意見ありがとうございます。貴重な意見だと思います。その他どうでしょうか。

この6番目の施策は、それまでの施策を実際に進めていく上で、重要な、支援するための施策だと思います。こここのところが今まであまりなかったような気がするんですけども、そういう意味で今回の土地の管理と利用に関する施策を、実際に走らしていくためのソフト的なところがあって、ここを検討いただくのがとても大事かと思えます。行政だけではなく、民間、事業者、県民など、いろんなステークホルダーを巻き込んで、県全体の土地利用を考えていこうということですよね。人材がちゃんと確保できるか、育成できるかというところがポイントかと思えます。

他にはいかがでしょうか。ないようですので、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

【事務局】 会長ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、本日は貴重なご意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。本日お伺いした意見を踏ま

え、今日お示ししております案を修正し、また2月20日に審議会をさせていただきますが、それまでに確認をさせていただければと考えております。また、今日の議事録につきましては、事務局で作成し、会長ともご相談の上、県のホームページに掲載をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。来月ですが、2月20日に国土利用計画審議会の本会議を開催させていただきます。次回は、対面形式で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして奈良県国土利用計画審議会特別委員会を終了いたします。本日は、ご意見を賜りましてありがとうございました。